

様式 2-① (一般)

誓 約 書

令和 年 月 日

協同組合栃木県中小企業振興会  
理 事 長 殿

住 所

名 称

代表者

⑩

私（当社）は、下記のすべての項目を厳守することをここに誓約致します。  
なお、万一この誓約に違反したときは、貴組合の措置に従い何ら異議を申し立てません。

記

1. 私(当社)は、ETC コーポレートカード共同利用事業を利用するに当たり、貴組合の定めた ETC コーポレートカード共同利用事業規約及び ETC コーポレートカード共同利用事業規程、並びに、ETCカード利用規約を厳守するとともに、これら規約等に基づく貴組合の措置に従います。
2. 車両制限令違反等により、貴組合の規約又は三会社等の ETC コーポレートカード利用約款の規定に基づいて、私(当社)が警告又は告発を受けた場合、警告日又は告発日をもって、即時、私(当社)は、何ら通知又は届出を要することなく貴組合を脱退するとともに、所有する ETC コーポレートカードをすべて返却致します。
3. 私(当社)が前記「2.」に該当する場合には、貴組合が、貴組合又は三会社等からの警告日又は告発日をもって、私(当社)に対して何ら催告又は通知を要することなく、即時、私(当社)の所有する ETC コーポレートカードの全部について紛失届を三会社等へ提出することに異議ありません。
4. 私(当社)が前記「2.」に該当する場合には、貴組合が、貴組合又は三会社等からの警告日又は告発日をもって、私(当社)に対して何ら催告又は通知を要することなく、私(当社)の貴組合に対する一切の債権と債務とを対当額で相殺することに異議ありません。  
なお、相殺後の残債務金は、貴組合からのご請求後即時支払います。
5. 私(当社)が利用分量配当を受領したときは、受領と同時に同額を保証金として貴組合に差し入れることに異議ありません。

以上。

**注意：本規約第5条第1項「但し書」に該当する場合は、上記「5.」を削除する。**